



一般社団法人鳥取県労働基準協会ホームページ

<http://www.totori-rouki.or.jp/>

鳥取労働局ホームページ

<http://tottori-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>

発行所 一般社団法人 鳥取県労働基準協会

鳥取市若葉台南1-17

TEL(0857)52-7300 FAX 52-7311

編集責任者 村澤幸二

「第13次労働災害防止推進計画」を策定

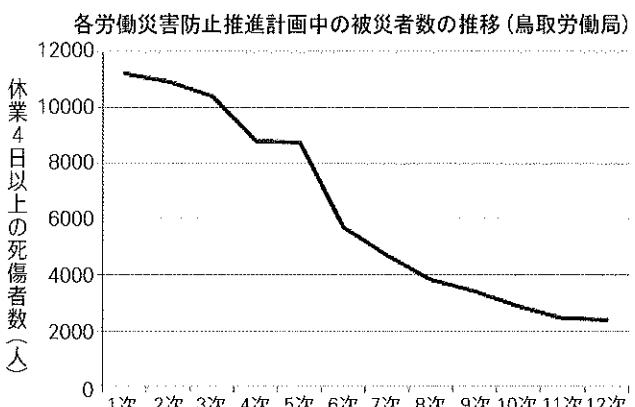
労働災害の防止を図るには、労使など関係者が一体となって、対策を総合的かつ計画的に実施することが必要であるため、国が5ヶ年計画の労働災害防止計画を13次にわたって示し、各地方局において、これに基づきその地方局に応じた労働災害防止推進計画を策定しています。

鳥取労働局では、昭和33年に第1次労働災害防止推進計画を策定し、昨年度まで第12次の計画に基づく対策を展開してきたところです。

この間、労働災害は減少を続けてきましたが、近年はその減少が鈍り、ほぼ横ばい状態となっています。

平成30年度からは第13次労働災害防止推進計画を策定し、更なる労働災害の減少を目指します。

第12次防の結果及び第13次防の概要は次のとおりです。なお、第13次防の詳細については、鳥取労働局のホームページに掲載予定です。



第12次労働災害防止推進計画の結果

計画期間: 平成25年4月1日～平成30年3月31日

目標	結果
全体	
第12次防の死亡者数を15%以上減少	52.9%減少
平成24年の死傷者数を15%以上減少	8.6%増加
重点業種対策	
第三次産業対策	
小売業:死傷者数を20%以上減少	33.3%増加
社会福祉:死傷者数を10%以上減少	53.6%増加
飲食店:死傷者数を25%以上減少	77.8%増加
林業対策	
死傷者数を15%以上減少	52.9%減少
陸上貨物運送事業対策	
死傷者数を15%以上減少	28.2%増加
製造業対策	
死傷者数を15%以上減少	6.9%減少
建設業対策	
第12次防期間中の死亡者数を7人以下(20%以上減少)	7人(22.2%)減少
健康確保・職業性疾病対策	
メンタルヘルス対策	
対策に取り組んでいる労働者の30人の事業場の割合を80%以上	86.3%
腰痛・熱中症予防対策	
腰痛:社会福祉施設の腰痛を含む死傷者数を10%以上減少	20%減少
熱中症:目標は設定していなかったが12次防期間中9人	9人

鳥取労働局第13次労働災害防止推進計画

計画の目標

計画期間: 2018年4月1日～2023年3月31日

全体

- 死亡災害: 12次防期間中と比べて15%以上減少させ、13人以下とする。
- 死傷災害: 2022年までに2017年と比較して5%以上減少させ、481人以下とする。

重点業種

- 建設業
計画期間中の死亡者数を12次防期間中と比べて15%以上減少させ、5人以下とする。
- 製造業、林業
2022年までに死傷者数を2017年と比較して5%以上減少させ、製造業90人以下、林業15人以下とする。
- 陸上貨物運送事業、小売業及び社会福祉施設
2022年までに死傷者数を2017年より減少させる。

その他目標

- 仕事上の不安、悩み又はストレスについて、職場に事業場外資源を含めた相談先のある労働者の割合を70%以上(51%:2017年)とする。
- ストレスチェック結果に基づき集団分析を実施した労働者数50人以上の事業場の割合を80%以上(56%:2017年)とする。
- 職場での熱中症による死傷者数を12次防期間中より減少させる。

外国人技能実習生の労働条件の確保について

外国人技能実習生を雇用されている事業場の皆様は、以下の事項にご留意の上、適正な管理をお願いします。

○労働時間について

法定労働時間を超えて、または法定休日に労働させる場合には、「時間外労働・休日労働に関する労使協定」(36協定)を締結し、労働基準監督署に届け出る必要があります。

時間外、休日労働は、36協定の範囲内でなければなりません。

○賃金について

税金、社会保険料など法令で定められているもの、労使協定で定めたもの（寮費や食費など）は賃金から控除することができますが、具体的な使途を明らかにできない「管理費」などは控除することはできません。

また、寮費や食費を控除する額は実費を超えてはなりません。

○時間外・休日・深夜割増賃金について

時間外労働、深夜（午後10時から午前5時）労働は25%以上、休日労働は35%以上の率で計算した割増賃金を支払わなければなりません。

なお、時間外労働を内職等と称して行わせ、これに対する報酬を法定の割増賃金未満とすることはできません。

○最低賃金について

賃金は、最低賃金額（時間給738円）以上の額を支払わなければなりません。

たとえ、最低賃金額を下回る賃金で合意し、労働契約を締結しても、その賃金額は無効となり、最低賃金額で締結したものとみなされます。

○寄宿舎について

寄宿舎に労働者を居住させる場合には、寄宿舎規則を作成し、労働基準監督署に届け出なければなりません。寄宿舎規則を変更したときも同様です。

技能実習生を含め労働者を10人以上使用している場合は、工事着手14日前までに、寄宿舎設置届を労働基準監督署に届け出なければなりません。

寄宿舎に居住する労働者の安全を守るため、

- ・警報装置（火災などの非常事態を知らせるもの）の設置
 - ・消防設備の設置
 - ・寝室を2階以上に設ける場合は避難階段等の設置
 - ・寝室に居住する者の氏名等の掲示
- などの措置を講じなければなりません。

詳しくは最寄りの労働基準監督署にお尋ね下さい。

STOP!熱中症クールキャンペーン

—熱中症予防対策の徹底を図る—

《平成30年5月～9月》

職場において熱中症で亡くなる人は、毎年全国で10人以上にのぼり、4日以上仕事を休む人は400人を超えています。

鳥取労働局では、労働災害防止団体などと連携して、「STOP!熱中症クールキャンペーン」を展開し、職場での熱中症予防のための重点的な取組を進めています。

各事業場でも、事業者及び労働者の皆様が御協力の上、

熱中症予防に取り組みましょう。

【キャンペーン期間中の実施事項】

STEP 1

JIS規格に適合した暑さ指数計でWBGT値を隨時把握する。

STEP 2

測定した暑さ指数に応じて次の対策を取りましょう。

- ① 暑さ指数を下げるための設備の設置
- ② 休憩場所の整備
- ③ 涼しい服装等
- ④ 作業時間の短縮

暑さ指数が高いときには、作業の中止、こまめに休憩をとるなどの工夫をしましょう。

- ⑤ 熱への順化

暑さに慣れるまでの間は十分に休憩を取り、1週間程度かけて徐々に身体を慣らしましょう。

- ⑥ 水分・塩分の摂取

のどが渇いていなくても定期的に水分・塩分を取りましょう。

- ⑦ 健康診断結果に基づく措置

糖尿病、高血圧症、心疾患、腎不全、精神・神経関係の疾患、広範囲の皮膚疾患、感冒、下痢などがあると熱中症にかかりやすくなります。

医師の意見を聞いて人員配置を行いましょう。

- ⑧ 日常の健康管理等

前日の飲みすぎはないか、寝足ではないか、当日は朝食をきちんと取ったか、管理者は確認しましょう。

熱中症の具体的な状況について説明し、早く気づくことができるようになります。

- ⑨ 労働者の健康状態の確認

作業中は管理者はもちろん、作業員同士お互いの健康状態をよく確認しましょう。

STEP 3

熱中症予防管理者は、暑さ指数を確認し、巡視等により、次の事項を確認しましょう。

- ① 暑さ指数の低減対策は実施されているか
- ② 各労働者が暑さに慣れているか
- ③ 各労働者の体調は問題ないか
- ④ 作業の中止や中断をさせなくてよいか
- ⑤ 各労働者は水分や塩分をきちんと取っているか

異常時の措置

少しでも異変を感じたらためらわずに病院へ運ぶか、救急車を呼びましょう。

重点取組期間（7月1日～7月31日）

- ① 暑さ指数の低減効果を改めて確認し、必要に応じ追加対策を行いましょう。
- ② 特に梅雨明け直後は、暑さ指数に応じて、作業の中止、短縮、休憩時間の確保を行いましょう。
- ③ 水分・塩分を積極的に取りましょう。
- ④ 各自が、睡眠不足、体調不良、前日の飲みすぎに注意し、当日の朝食をきちんと取りましょう。
- ⑤ 期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的に教育を行いましょう。
- ⑥ 少しでも異常を認めたときは、ためらうことなく、すぐに病院に運ぶか救急車を呼びましょう。

昨年に続き労働災害が 増加しています!!

鳥取県内の平成29年の休業4日以上の死傷者数は507人で、過去5年間で最も多くなりました。

平成30年は、昨年をさらに上回るペースで労働災害が発生しています。5月末現在での死傷者数は207人で、対前年比約11%の増加となっています。

主な業種別では次表のとおりです。

【平成30年5月末現在業種別労働災害発生状況(速報値)】

業種	平成30年	平成29年	増減数	増減率(%)
全産業	207	187	20	10.7
製造業	39	30	9	30.0
建設業	26	44	-18	-40.9
運輸交通業	34	21	13	61.9
林業	6	6	0	0
その他事業	102	86	16	18.6

その他の事業の内訳は卸小売業33人22.2%増、保健衛生業19人-5.0%などとなっています。

事故の型別では次表のとおりです。

【平成30年5月末現在事故の型別労働災害発生状況(速報値)】

事故の型	平成30年(構成比)	平成29年	増減数	増減率(%)
墜落・転落	42(20.3%)	41	1	2.4
転倒	78(37.7%)	60	18	30.0
はさまれ・巻き込まれ	18(8.7%)	24	-6	-25.0
切れ・こすれ	17(8.2%)	5	12	240.0
交通事故	12(5.8%)	8	4	50.0
動作の反動・無理な動作	10(4.8%)	13	-3	-23.1
上記以外	30(14.5%)	36	6	-16.7

この表を見てわかるとおり、転倒災害だけで対前年比18人増となっており、今年に入ってからの増加分の大半を占めています。これは、業種にかかわらず、冬場の雪や凍った路面での転倒が多く発生したものです。

「切れ・こすれ」も12人増えていますが、特に業種別で大きく増えたということはありませんでした。

業種別・事故の型別では運輸交通業の墜落・転落が12人で4人増、転倒が12人で8人増となっているのが目立ち、陸上貨物運送業の荷役作業中のトラックの荷台等からの墜落、運輸交通業全体的に冬場の転倒事故が増えています。

今後の労働災害防止のために次のような対策を講じてください。

【転倒災害】

「転倒」災害の防止のため、整理整頓を行い通路に物を置かない、床面の凸凹をなくす、床面の水や油などの滑りやすい状態を早急に改善する、段差にスロープを設けるなど、災害防止対策を講じて下さい。

また、積雪等に起因する労働災害を防止するため、①滑りにくい靴を着用する、②かかとから着地する歩き方をしない、あらかじめ少し膝を曲げた状態で歩くなど路面に合った歩き方をする、③余裕をもった行動をする、急に走る・曲がるなどの動作を避ける、④雪のある環境から屋内に入る際、靴の裏に付いた雪や水分を十分に拭き取るなどの対策を講じて下さい。

【墜落、転落災害】

「墜落、転落」災害は、従来「建設業」が一番多いものですが、今年は「運輸交通業」、特に陸上貨物運送業が最

も多くなっています。

どのような場所から墜落や転落をしているかをみると、「トラックや車両系建設機械」、「はしご、脚立」などが多く、その他は「階段」、「踏み台、椅子」、「足場など仮設の設備」などです。

トラックの荷台からの墜落については、安全な作業床の設置や、荷台上への昇降設備の設置などが望まれますが、荷主の協力も必要で、なかなかその対策が進んでいないのが現状です。最低限、墜落時保護用のヘルメットを必ず着用してください

「はしご」については、「その上端を床から60cm以上突出させること」、「転位防止のための措置を講じること」などが労働安全衛生規則により定められています。

また、①立てかけたままで使用するのではなく、必ず動かないよう固定（杭を打ちそれに針金等で固定するなど）して使用する②はしごを昇降する際は、靴の裏を確認し滑らないよう拭いてから行う③はしごに乗った状態で身を乗り出したり重量物を受ける、支持するといった行動は、バランスを崩し転落するおそれがありますので、行わないなどの措置を行って下さい。

「脚立」については、「脚と水平面との角度を75度以下とし、かつ、折りたたみ式のものにあっては、脚と水平面との角度を確実に保つため金具等を備えること」、「踏み面は、作業を安全に行うため必要な面積を有すること」などが労働安全衛生規則により定められています。

また、①脚立は「止め金具で確実に固定」してから使用する。180度開脚して「はしごとして使用しない」②脚立の設置箇所の状態を十分確認し、「脚がめり込むなど倒れることのない」場所に設置する③脚立の「天板の上に乗った状態で作業は行わない」（バランスを崩すと転落する危険があります。）④はしごと同様に、脚立に乗った状態で身を乗り出したり重量物を受ける、支持するといった行動は行わないなどの措置を行って下さい。

最低賃金の引上げに関する支援のお知らせ

業務改善助成金

中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援することで、「事業場内最低賃金（事業場内で最も低い賃金）の引上げを図るための制度です。

事業場内最低賃金を一定以上引上げ、設備投資などを行った場合に、その費用の一部を助成します。

事業場内最低賃金引上げ額	助成率	引上げ労働者数	助成の上限額	助成対象事業場
30円以上	7/10 常時使用する労働者数が企業全体で30人以下の事業場は3/4	1～3人	50万円	事業場内最低賃金が1,000円未満の事業場
		4～6人	70万円	
		7人以上	100万円	
40円以上	生産性要件を満たした場合は3/4 常時使用する労働者数が企業全体で30人以下の事業場は4/5	1人以上	70万円	事業場内最低賃金が800円以上1,000円未満の事業場

【申請先】鳥取労働局雇用環境・均等室(企画担当)

☎ 0857-29-1701

「働き方改革サポート オフィス鳥取」のご案内

～働き方改革に取り組む
事業主の皆さまを支援します～

鳥取労働局では、時間外労働の上限規制への対応など長時間労働の是正や非正規雇用労働者の処遇改善への対応、生産性向上による賃金引き上げ、人手不足の解消に向けた雇用管理改善など、働き方改革に関する中小企業・小規模事業者支援の窓口として、「働き方改革サポートオフィス鳥取」を鳥取県社会保険労務士会に委託して開設しました。

この窓口では、労務管理の専門家である社会保険労務士が、就業規則の作成方法、賃金規定の見直し、労働関

係助成金の活用などについて、企業訪問、電話、メール、来所によりご相談に応じます。相談は無料、秘密厳守で対応します。

働き方改革全般について様々なご相談を受け付けます。例えば、○36協定について詳しく知りたい○従業員の定着をよくしたい○賃金引き上げに活用できる国の支援制度を知りたい○人手不足に対応するため、どのようにしたら良いか教えてほしいなど、どうぞお気軽にご相談ください。

【働き方改革サポートオフィス鳥取】

鳥取市富安1丁目152 SGビル4階

電話番号 0800-200-3295

メール hatasapo-tottori@crest.ocn.ne.jp

受付時間は9:00～17:00（土・日・祝日を除く）

全ての働く人々に安全・健康を ～Safe Work, Safe Life～

賛助会員入会のご案内

中災防は、「人材育成」「技術サポート」「情報発信」の側面から事業場の安全衛生活動を全力でバックアップしています。

賛助会員に入会されると下記のサポートを主に受けられます。



入会方法

- いつでもご入会いただけます。申込書に必要事項をご記入の上、E-mailまたはFAXにてお申込みください。年度途中のご入会の場合、会費は月割りとなります。
- 会費は年会費1口50,000円、従業員50人未満の事業場は1口40,000円です。お申し出により、5月と10月の年2回の分割納入ができます。
- 事業場単位でのご入会となります。
- 入会申込書到着後、入会月の10日頃に会費の請求書等、関係書類をお送りいたします。
- お問合せ：中央労働災害防止協会 教育推進部（TEL：03-3452-6049）または最寄りの安全衛生サービスセンターにお問い合わせください。

JISHA 中央労働災害防止協会

〒108-0014 東京都港区芝5-35-2 [担当] 教育推進部
TEL: 03-3452-6049 FAX: 03-5443-9845
ホームページ: <http://www.jisha.or.jp/>

平成30年度 定期会員総会を開催

平成30年度(一社)鳥取県労働基準協会定期会員総会を6月8日(金)鳥取市永楽温泉町の「バードスティホテル」で開催しました。来賓として、丸山鳥取労働局長、高橋労働基準部長、宮崎監督課長、仲濱健康安全課長のご出席をいただき盛大に開催いたしました。竹中会長のあいさつ、丸山局長の祝辞に続き議事に移り、第1号議案「議事録署名人選任の件」、第2号議案「平成29年度決算報告承認の件」、第3号議案「役員改選承認の件」を審議し、原案どおり承認可決されました。続いて、報告事項として(1)平成29年度事業報告の件、(2)平成29年度公益目的支出計画実施報告の件、(3)平成30年度事業計画の件、(4)平成30年度収支予算の件、(5)会長、副会長及び専務理事の選定の件が村澤専務理事から報告されました。また、次の方々が役員に就任されました。

会長	竹中由紀夫	(東部支部長)
副会長	永東康文	(西部支部長)
	井木久博	(中部支部長)
理事	福田智博	(東部支部副支部長)
	馬場進	(東部支部副支部長)
	河津陽文	(西部支部副支部長)
	竹田幸喜	(西部支部副支部長)
	泉谷雅人	(中部支部副支部長)
	上本智宣	(中部支部副支部長)
専務理事	村澤幸二	(労働基準協会)
監事	奥田倫工	(東部支部)
	高浪秀紀	(西部支部)
	前田和雄	(中部支部)

なお、平成29年度収支決算書及び平成30年度収支予算書は次のとおりです。

平成29年度 収支決算書 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで(単位:円 △印=減)

科 目	実施事業			収益事業					法人会計	総合計
	01特別教育	02行事・広報	小計	他1技能講習等	他2用品販売等幹旅	他3研修・交流等	他4労働保険	小計		
経常収益計	25,346,103	180,348	25,526,451	63,168,171	386,729	14,500	4,735,347	68,304,747	12,557,284	106,388,482
経常費用計	23,172,102	11,127,787	34,299,889	52,397,683	612,717	2,738,283	5,023,886	60,772,569	7,309,369	102,381,827
一般正味財産期首残高	6,364,722	△21,115,528	△14,750,806	16,047,274	△57,636	△4,355,058	△159,253	11,475,327	180,144,740	176,869,261
一般正味財産期末残高	8,538,723	△32,062,967	△23,524,244	26,817,762	△283,624	△7,078,841	△447,792	19,007,505	185,392,655	180,875,916

平成30年度 収支予算書 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで(単位:円 △印=減)

科 目	実施事業			収益事業					法人会計	総合計
	01特別教育	02行事・広報	小計	他1技能講習等	他2用品販売等幹旅	他3研修・交流等	他4労働保険	小計		
経常収益計	25,030,000	475,000	25,505,000	61,808,000	500,000	10,000	4,575,000	66,893,000	11,952,400	104,350,400
経常費用計	25,869,040	12,214,040	38,083,080	50,399,860	675,640	2,689,940	4,962,900	58,728,340	7,558,719	104,370,139
一般正味財産期首残高	8,538,723	△32,062,967	△23,524,244	26,817,762	△283,624	△7,078,841	△447,792	19,007,505	185,392,655	180,875,916
一般正味財産期末残高	7,699,683	△43,802,007	△36,102,324	38,225,902	△459,264	△9,758,781	△835,692	27,172,165	189,786,336	180,856,177

女性活躍推進法に基づく 一般事業主行動計画を策定しましょう

女性が働きやすい魅力ある職場づくりは「働き方改革」の一歩の近道です。

女性の個性と能力が十分に発揮できるよう、企業の規模にかかわらず、自社の女性の活躍に向けた「行動計画」を策定し、積極的に取り組んでみませんか。

自社の女性の活躍に関する数値目標の達成に向けた「行動計画」を策定して、目標を達成した事業主には、労働局への申請により、「両立支援等助成金(女性活躍加速化コース)」(1企業1回限り、支給額28.5万円~)が支

給されます。

また、行動計画の策定等を行った企業のうち、女性活躍推進に関する状況が優良な企業は、労働局への申請により認定を受けることができ、厚生労働大臣が定める認定マーク(「えるぼし」マーク)を商品や広告に付することができます。認定企業であることをPRすることにより、優秀な人材の確保・定着、企業イメージの向上等につながることが期待されます。

各企業で行動計画を策定し、積極的に女性活躍の取組をしていただくようお願いします。鳥取労働局雇用環境・均等室では、参考となる行動計画のモデルや取組事例等を紹介しますので、気軽に問い合わせください。

(お問い合わせ先)

鳥取労働局雇用環境・均等室(指導担当)

電話 0857-29-1709



免許試験のお知らせ

免許試験の鳥取地区出張特別試験が次のとおり実施されます。

- 日時 平成30年10月20日（土）
- 場所 倉吉体育文化会館（倉吉市山根529-2）

○ 試験の種類

- ▼ 一級ボイラー技士
- ▼ 二級ボイラー技士
- ▼ ボイラー整備士
- ▼ クレーン・デリック運転士
(クレーン限定)
- ▼ 第一種衛生管理者
- ▼ 第二種衛生管理者

○ 受付期間

郵送受付（簡易書留）

8月20日（月）～8月31日（金）必着

窓口受付

9月3日（月）～9月5日（水）

○ 受付及び問い合わせ等

日本ボイラ協会鳥取支部 (☎0857-38-6178)

鳥取県労働基準協会 (☎0857-52-7300)

// 西部支部 (☎0859-34-5876)

// 中部支部 (☎0858-22-9054)

「ゼロ災55」無災害運動に係る スローガンを募集中です！

鳥取労働局では、30年度も関係労働災害防止団体と連携して、労働災害が多くなると言われる年末までの55日間（11月7日から12月31日まで）における県内事業場の労働災害防止対策を推進するため、「ゼロ災55」無災害運動を展開します。また、本運動の一環としてスローガンを募集しています。（募集期間：平成30年5月28日から7月20日まで）応募要項、応募用紙等につきましては一般社団法人鳥取県労働基準協会ホームページ（<http://www.totori-rouKi.or.jp/>）からダウンロードできます。



ご注意！ 熱中症の季節です

平成30年6月7日付けで鳥取労働局長から「平成29年の職場における熱中症による死傷災害の発生状況について」と題した文書を受け取りました。

本年「6月から8月の暖候期」は平年並み又は平年以上の気温が予想されているため熱中症予防対策に一層の取

組をお願いしたい旨が記載されています。

同文書で熱中症に関する全国の統計データ等が提供されていますので、特徴的なものを紹介させていただきます。予防対策の参考としてご活用をお願いします。

- ・ 死傷者数は平成23年の422人から平成29年の544人まで若干の増減があるものの増加傾向で推移しています。
- ・ 平成25年から29年の5年間の合計数では、建設業が最多で662名であり、続いて製造業476名、運送業338名、警備業179名などとなっています。
- ・ 月別では5月以前の発症の例もありますが、7月が1,005名、8月が1,137名と全体の88%がこの時期に集中しています。
- ・ 発症時間帯は午前中が11時台、午後が3時台をピークとして2時台から4時台に多くなっています。なお、午前9時台以前や午後6時台以降の発症例も少なくありません。

また、平成29年の死亡災害に関する特長的なコメントとして「14人のうち13人については災害発生場所でWBGT値の測定を行っていなかった」、「14人のうち13人については計画的な熱への順化期間が設定されていなかった」ことなどがのっていました。

熱中症予防の基本対策は

- ・ WBGT値を把握し低減に努めること。
- ・ 热への順化期間を設けること。
- ・ 自覚症状にかかわらず水分・塩分を取ること。
- ・ 透過性・通気性の良い服を着ること。
- ・ 睡眠不足を避け体調を整えること。

などです。

お互いに、今夏の熱中症予防に十分留意しましょう。

専門3部会合同委員会を開催しました

東部支局では平成30年度の労務管理部会、産業安全部会、労働衛生部会の委員会を6月19日に白兎会館にて合同で開催いたしました。

合同委員会では、鳥取労働基準監督署長の木村 靖様から行政の重要課題等についてアドバイスをいただくなどして、本年度の支部活動についてご意見、ご協議をいただきました。また、例年実施しています、安全衛生管理優良事業場見学会の訪問先、労働関係法令等研修会のテーマなどの決定について各委員のご要望をお聴きするなどいたしました。これらは、ご要望に沿って、事務局で具体化を図ることとしています。

さらに、平成30年度は新たに「お気楽勉強会」と「お気軽セミナー」と銘打ったイベントを、各年間7回を計画することとなりました。

「お気楽勉強会」は労務管理の参考書としてわかりやすく
(次頁につづく)

(前頁のつづき)

く情報が盛り込まれた「労働関係法のポイント」を、毎回テーマを一つに絞って、皆で関係のページを隅々まで読んでみようというものです。労働基準協会の会員様限定の勉強会です。

「お気軽セミナー」は鳥取労働基準監督署のご協力をいただいて、毎回ひとつのテーマで行政課題や新しい要綱などの情報に接してみようというものです。こちらは、協会員である、ないに関係なく参加いただけるものとします。

これらのいずれも参加は無料です。お気楽勉強会のテキストは東部支部に手持がある限りは無料で提供いたします。所要時間は毎回9時～10時の1時間とします。

具体的なスケジュール等は鳥取労働基準協会のホームページ「協会各支部からのお知らせ」の「(一社)鳥取県労働基準協会 東部支部」でお知らせいたします。

(<http://www.totori-rouki.or.jp/newpage12.html>)

そのほか、今年度の各種取組についてもご協議いただきました。今後、詳細が決定した時点でお知らせいたします。

各委員の皆様には、ご多忙の中にもかかわらず委員会にご出席いただき、活発なご協議とともに支部の活動の充実に資するご意見等をいただきました。あらためて感謝申し上げます。



労働災害が2年連続で 増加しています

平成30年5月末時点の鳥取県内労働災害発生状況が鳥取労働局のホームページで公表されています。

鳥取県東部地域（鳥取労働基準監督署管内）の状況を紹介します。

本年は前年比較で15.4%の増加となっています。鳥取県全体では10.7%の増加ですので東部地域が全体を押し上げています。さらに、平成29年5月末のデータを見ると、その時点で、なんと前年比71.1%の大幅な増加でした。すなわち、大幅増加した29年より更に本年は増加しているということです。毎年、若干の増減があっても、長期的には減少傾向で推移している労働災害ですが、この2年間の東部地域の労働災害の大幅増加は異常な状態ではないでしょうか。

また、業種別では製造業、運輸交通業、清掃業・ビルメンテナンス業などで2年連続増加となっています。

労働災害の発生にはいろいろな要因があり、また、増加減少の背景もよくわかりませんが、いずれにしても各事業場がそれぞれ、これまで以上に災害防止活動を効果的に展開することが必要であると思います。

今一度「安全第一」を再確認しましょう。

西部支部だより

研修会 開催のご案内

鳥取県労働基準協会西部支部では次の研修会を開催します。

多数の受講をお待ちしています。

☆自由研削といし取替等業務特別教育

日時 平成30年7月10日(火)

9時～16時

場所 米子市旗ヶ崎 米子食品会館

☆安全管理者選任時研修

日時 平成30年7月25日～26日

7月25日(水) 9時～17時

7月26日(木) 9時～12時

場所 米子市旗ヶ崎 米子食品会館

☆安全衛生推進者養成講習

日時 平成30年8月1日～2日

8月1日(水) 9時～17時

8月2日(木) 9時～12時

場所 米子市旗ヶ崎 米子食品会館

☆フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育

日時 平成30年8月29日(水) 9時～16時

場所 米子市旗ヶ崎 米子食品会館

☆KYT(危険予知訓練)研修

日時 平成30年9月12日(水) 9時～17時

場所 米子市旗ヶ崎 米子食品会館

☆衛生管理者等衛生担当者研修

日時 平成30年9月19日(水) 13時30分～17時

場所 米子市旗ヶ崎 米子食品会館

西部支部合同専門部会を 開催しました

西部支部では、「産業安全部会」、「労働衛生部会」、「労務管理部会」の3つの専門部会を設置して、会員の皆様の要望等にお応えするために具体的な取組を検討いただいているいます。

平成30年度は、6月6日(水)にANAクラウンプラザホテル米子で開催し、各専門部会の部会長と副部会長を下記の事業所より決定するとともに、平成30年度の事業計画について意見等をいただきました。

産業安全部会	部会長 王子製紙(株)米子工場
	副部会長 日本通運(株)山陰支店
労働衛生部会	部会長 (株)米子しんまち天満屋
	副部会長 (公財)中国労働衛生協会
労務管理部会	部会長 大山ハム(株)
	副部会長 (株)山陰放送

平成30年度に新たに取組むものとして、労務管理部会から働き方改革に関連する研修会又は、個別労働紛争に関する研修会を計画することが決定されました。

中部支部だより

「長時間の時間外労働後の配慮」について

時間外労働削減に向けた取り組みは各企業で、積極的に進められていると思います。しかしながら、通常の生産量を大幅に超える受注が集中した場合など、どうしても、時間外労働が長くなることもあります。

さて、最近、長時間労働が行われた後の配慮について、気になる事例に少なからず出会いました。

それは、勤務後の帰宅中の社員の自動車事故に係る労災請求です。通常、通勤途上の災害であり、社員の不注意によるマイカー事故なので、企業側には何ら責任がないと、あまり気にされていない労務管理担当者が多いようになります。被災した社員に事情を尋ねますと、「私の不注意で、申し訳ありません。」ともおっしゃられるわけですが、事故発生時刻を見ると深夜1時、2時以降であったり、それも出勤は朝8時30分からというケースです。

厚生労働省健康局が平成26年3月に発表した「健康づくりのための睡眠指針2014」の第8条の科学的根拠の解説には、

「睡眠不足は結果的に仕事の能率を低下させる。睡眠不足は、疲労や心身の健康リスクを上げるだけでなく、作業能率を低下させ、生産性の低下、事故やヒューマンエラーの危険性を高める可能性がある。健常成人を対象にした研究では、人間が十分に覚醒して作業を行うことが可能なのは起床後12～13時間が限界であり、起床後15時間以上では酒気帯び運転と同じ程度の作業能率まで低下することが示されている。」とあります。

どの職場でも酒気帯び運転は厳禁とされているかと思いますが、長時間の時間外労働は、交通事故の誘発に無関係とは言えず、労務管理と無関係とも言えないと思われます。

一定限度を超える長時間労働後の通勤には、マイカーを使用させないようにする何らかの企業側の配慮が必要ではないでしょうか。

また、同指針の解説では睡眠不足が連日続くと、作業能率はさらに低下する可能性があり、睡眠時間が短く制限されると、作業能率は日が経つにつれ低下していくことなども示されています。

そこで、従来から、残業が一定時間数に達したら、心身の疲労回復のため「代休」を与える制度を導入している企業もありますが、この制度にかわって、最近「勤務間インターバル」制度が注目されています。

勤務間インターバルは、勤務終了後、一定期間以上の「休息期間」を設け、翌日の出勤時刻を遅らせる等で働く方の生活時間や睡眠時間を確保するものです。労働時間等の設定改善を図り、勤務間インターバルの導入に取り組んだ際に、その実施に要した費用の一部を助成する制度もありますので、導入に向け是非検討いただきたいと思います。

プレス災害防止協議会 総会を開催

鳥取県中部地区プレス災害防止協議会の平成30年度定期総会を、5月22日（火）に倉吉地方合同庁舎において開催しました。

当日は、倉吉労働基準監督署から今井署長と橋田監督官にご出席頂きました。

当協議会の落合会長を議長に

- ①平成29年度事業報告及び活動経費決算
- ②平成30年度事業計画（案）及び活動経費予算（案）を審議し、原案のとおり承認されました。

総会の終了後、倉吉労働基準監督署から

- ①労働災害発生状況とその防止対策

～清掃・修理作業等の非定常作業時における
災害防止対策を中心に～

- ②働き方改革と今後予定される制度改革
等について指導を受け、意見交換をしました。

平成30年度活動計画

- (1) 会議関係（役員会、定期総会）
- (2) 研修関係（研修会、事業場の視察研修）
- (3) 啓発・普及関係

- 安全週間・労働衛生週間の実施要綱及び関係資料の配布
- 安全衛生、労務管理等関係資料の配布
- 「ゼロ災55」無災害運動への参加
- プレス機械特定自主検査の実施勧奨
- 各種講習会・研修会への参加勧奨

特別教育・研修等のご案内

中部支部では、次のとおり特別教育・研修等の開催を予定しておりますので、多数の方の受講をお待ちしております。

- ①リスクアセスメント実務研修

○日時 7月25日（水）

○場所 倉吉体育文化会館

- ②アーク溶接等業務特別教育

○日時 （学科）8月8日（水）・9日（木）

（実技）8月9日（木）・10日（金）

○場所 （学科）倉吉体育文化会館

（実技）神鋼機器工業（株）

- ③5トン未満クレーン運転業務特別教育

○日時 （学科）9月6日（木）

（実技）9月7日（金）

○場所 （学科）倉吉体育文化会館

（実技）（株）井木組資材倉庫

- ④衛生管理者等研修

○日時 9月20日（木）

○場所 倉吉未来中心

【申込み・問合せ先】

（一社）鳥取県労働基準協会中部支部

（☎）0858-22-9054